

狛江市教育委員会第9回定例会会議録

日 時 令和4年9月16日(金) 16:00～16:30

場 所 市役所4階特別会議室

出席委員 教育長 柏原 聖子

委 員 佐藤 正志・熊谷 勝仁・小川 敦子・森 昌子

事務局 (議案説明者)

教育部長 上田 智弘

教育部理事(兼)指導室長 松岡 弘悟

学校教育課長 植木 崇晴

社会教育課長 鎌谷 京子

公民館長 浅井 信治

図書館長 細川 浩光

傍 聴 1名

1 審議事項

(1) 議案第31号

狛江市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則

(2) 議案第32号

狛江市立学校部活動等大会参加補助金交付要綱の一部を改正する要綱

(3) 議案第33号

狛江市運動の習慣化による健康づくり事業実行委員会の設置に関する要綱

2 報告事項

—議会報告—

な し

—行政報告—

な し

—事務報告—

(1) 公民館居場所事業「夏休み子ども・中高生スペース」の報告について

3 追加報告事項

—事務報告—

(1) 学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について (5)

教育長 ただいまから、令和4年狛江市教育委員会第9回定例会を開会します。会議の開会に先立ち、新たに狛江市教育委員に任命されました、森昌子委員より御挨拶をいただきたいと思います。

<森委員挨拶>

教育長 次に、会議録の署名委員の指名を行います。会議録の署名委員は、「狛江市教育委員会会議規則第29条」の規定により、熊谷委員を指名します。

 それでは、議事日程に従って、議事を進めます。付議案件（1）議案第31号「狛江市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則」について、審議します。本件は、狛江市立公民館の使用当日の受付を可能にするため、所要の改正を行うものです。詳細は公民館長より説明します。

公民館長 本件につきましては、狛江市立公民館の使用当日の受付を可能にすることで、公民館利用者の利便性の向上を図るものとなります。第10条「使用予約及び使用申請」及び第11条「使用の許可」の規定について、使用料の納入期限を「使用日の前の開館日午後5時から」、「使用するとき」に改めることにより、利用者が使用日当日でも納入できるよう変更いたしました。また、その他文言整理をしています。

 なお、令和4年10月1日以降の使用に係る使用料から適用することを付則で規定しています。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。なければ、質疑・意見を打ち切ります。

 それでは、お諮りします。付議案件（1）議案第31号「狛江市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則」を了承することよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

教育長 それでは、付議案件（1）議案第31号を承認します。次に、付議案件（2）議案第32号「狛江市立学校部活動等大会参加補助金交付要綱の一部を改正する要綱」について、審議します。本件は、狛江市立学校部活動等大会参加補助金に係

る実績報告について、補助対象別に取扱いを整理するため、所要の改正を行うものです。詳細は指導室長より説明します。

指導室長 本件につきましては、狛江市立学校が実施する部活動等の大会等への参加に係る補助金の交付に関しての手続き等、基本的事項を定めた要綱について、実績報告の手続きを整理するものです。

第7条「実績報告等」について、第1項は対外試合について、第2項は全国大会や関東大会等の大会について、補助対象別に実績報告の手続きを整理しています。また、その他、文言整理をしています。なお、本要綱は公布の日から施行いたします。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

佐藤委員 中学校の部活動が活発になり、教育の充実に大いに寄与していると同時に、教員の働き方改革の問題がありますが、今回の規則改正によって何か変更点があれば教えてください。

指導室長 部活動の実績報告に係る事務作業を一括にまとめるという点では、教員の働き方改革に寄与していると考えています。

佐藤委員 できるだけ学校の負担のないよう、今後も働き方改革を進めていただきたい。

教育長 他に質問はございますか。なければ、質疑・意見を打ち切ります。

それでは、お諮りします。付議案件（2）議案第32号「狛江市立学校部活動等大会参加補助金交付要綱の一部を改正する要綱」を了承することよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

教育長 それでは、付議案件（2）議案第32号を承認します。

次に、付議案件（3）議案第33号「狛江市運動の習慣化による健康づくり事業実行委員会の設置に関する要綱について」、審議します。

本件は、狛江市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項に基づき、教育長が臨時代理した案件について承認を求めるものです。詳細は社会教育課長より説明します。

社会教育課長 本件につきましては、運動の習慣化による健康づくり事業の企画や、事業の評価・分析、更なる事業の推進を図るため、「狛江市運動の習慣化による健康づくり事業実行委員会」を設置することに関して、必要な事項を定めるものです。

実行委員会は、第3条「組織」に規定しているとおおり、スポーツ、高齢者、健康分野の関係機関及び行政職員等、計13人以内の委員で構成されます。委員の任期は年度末までとし、事務局は社会教育課内に設置します。

なお、実行委員会開催までの日程等の都合上、緊急の事情があることから、「狛江市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項」に基づき、令和4年9月7日に教育長が臨時代理し、同日付けで公布しています。そのため、同規則第3条第2項の規定により、承認を求めるものです。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

森委員 今後予定されている事業があれば、教えてください。

社会教育課長 9月25日に、市内在住・在勤の60歳以上の方を対象に、「脳とカラダの元気教室 アクティブ狛江ライフ 特別講演会」を市民総合体育館で実施する予定です。この日はキックオフイベントとして、脳科学者で大学教授の方による、運動は脳にとって大事である旨の基調講演をいただいた後、全国ラジオ体操連盟理事長によるラジオ体操の実演等を予定しています。その後は月に1回、全6回の運動教室を予定しております。

教育長 他に質問はございますでしょうか。なければ、質疑・意見を打ち切ります。

それでは、お諮りします。付議案件（3）議案第33号「狛江市運動の習慣化による健康づくり事業実行委員会の設置に関する要綱」を了承することでよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

教育長

それでは、付議案件（3）議案第33号を承認します。

次に、事務報告（1）「公民館居場所事業『夏休み子ども・中高生スペース』の報告について」、報告を求めます。

公民館長

本事業につきましては、学校現場における働き方改革の一環として行っている学校一斉閉庁期間中に併せて開催をし、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた上で実施しました。

具体的には、「学習フリースペース」、「遊びのフリースペース」、子どもや親子向けの「体験教室」、「チャリティーイベント『ウクライナ 世界の平和を願って』」、そして、「子ども食堂」を実施しました。

利用実績については、「学習フリースペース」は延べ44人、「遊びのフリースペース」は延べ128人で、前年度と比較して大幅に増加しました。

今年度の特徴として、「遊びのフリースペース」において、公民館利用団体の協力をいただきながら、バルーンアートのワークショップを実施したほか、「チャリティーイベント『ウクライナ 世界の平和を願って』」において、NPO法人日本ウクライナ友好協会 KRAIANY に協力いただき、体験教室「エッグアートを作ろう」をはじめ、KRAIANY の方々出演の童話劇「コロボーク」の上演、ウクライナの子どもたちによる合唱、そしてウクライナの遊び等のチャリティーイベントを実施しました。

「体験教室」の各講座について、講座後に実施したアンケートでは、「大変良かった」、「良かった」との回答を全ての参加者からいただきました。また、公民館の講座に初めて参加する方も多く、公民館へ関わる良いきっかけづくりとなったと考えています。

「子ども食堂」につきましては、例年、市内の子ども食堂運営団体に委託していましたが、事業実施直前に料理実習室の空調が故障したため、団体による調理ができなくなり、急きょ、株式会社ジャックポットプランニングに依頼し、カレーライス弁当50食の提供と、子ども限定としてかき氷の無料サービスをいただきました。開始から30分で完食という結果となり、「美味しかった」という声を多くの参加者からいただきました。

最後に総括として、公民館では初となるウクライナの方との協働イベントによ

り、子どもたちが外国の文化や習慣に触れるきっかけを提供できたことは、本事業の大きな成果となったと考えています。

来年度以降も、今年度の取組みを踏まえ、子どもたちに喜ばれる企画を考え、より充実した事業にしていきたいと考えています。

教育長 それでは、事務報告に対する質疑・御意見を伺います。

佐藤委員 「夏休み子ども・中高生スペース」は昨年度より充実してきている点が良かったと思います。ただ、子ども食堂については、1回30分で終了したことから残念な思いをした子どもたちもいたのではないかと気になっています。今後、公民館事業だけではなく、子ども食堂を色々なところで展開していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

公民館長 子ども食堂については、各団体が中央公民館と西河原公民館を利用しながら、自主的に実施しています。公民館としては、夏休みのイベントにおいて、子ども食堂の団体に御協力いただき、実施しています。佐藤委員の御意見を踏まえ、今後、所管課の子ども政策課と連携しながら、更なる充実を図っていきたいと考えております。

佐藤委員 色々なところで話題にし、継続していくことが大事だと思います。

教育長 他にはいかがでしょうか。なければ、予定していた報告事項は全て終了となりますが、ここで当初予定の議事日程に報告事項を1件追加したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

<異議なしの声>

教育長 それでは、報告事項1件を追加します。追加議事日程（1）事務報告（1）「学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について（5）」について、報告を求めます。

学校教育課長 学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業について、資料のとおり実施しました。学校関係者の濃厚接触者及びクラスター等の発生は確認されていません。

教育長 それでは、追加の事務報告に対する質疑・御意見を伺います。

佐藤委員 臨時休業に伴い、休業中の授業の扱いはどうなったでしょうか。

指導室長 タブレットを持ち帰って、学校や教員の自宅から授業を配信し、学習の保障をしています。

佐藤委員 休業中の学習のフォローを引き続きよろしくお願いします。

教育長 他にはございますでしょうか。なければ、その他連絡事項はありますでしょうか。

公民館長 令和 4 年 7 月 22 日の第 1 回総合教育会議で市長部局より説明がありましたとおり、「狛江市民センター改修基本構想（案）」及び「狛江市新図書館整備基本構想（案）」について、パブリックコメント及び市民説明会が実施されていますので、報告します。

市民説明会は、9 月 7 日（水）午後 7 時及び 10 日（土）午前 10 時に実施し、7 日は 42 人、10 日は 33 の方が参加されました。

参加者からは、基本構想（案）の内容そのものよりも、基本方針の見直しや、その意思決定についての疑問や意見を多くいただきましたが、利用団体としての時間区分変更への意見や休館中の活動場所の確保、中央図書館休館中の図書サービスの対応や利用について等の意見もいただいています。

また、市民説明会の回数を増やすことや、パブリックコメントの期間の延長の要望も寄せられましたが、市民説明会については、基本構想（案）の説明動画の配信にて対応すること、パブリックコメントについては、当初予定より 1 週間延長し、9 月 1 日から 10 月 7 日まで実施することとしています。

今後は、パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえ、10 月中旬に市長部局にて、両基本構想を決定する予定です。

教育長 質問等何かございますでしょうか。

小川委員 この2日間の市民説明会の定員は何人ですか。

公民館長 両日とも定員は50人です。

小川委員 設定した定員よりも参加者が少なかったという認識でよろしいでしょうか。また、そのことを踏まえて、参加者から要望があった追加の市民説明会を実施するのではなく、その代わりに、より幅広い世代の市民の皆さんに知っていただくために動画を配信することにしたと理解してよろしいでしょうか。

公民館長 そのとおりです。市民説明会は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策も踏まえて、事前申込制としておりましたが、当日も定員以内ということで、申し込みをいただいていた方にも参加してもらっています。

小川委員 市民説明会の当日の様子について、もう少し詳しく教えてください。

図書館長 まず、9月7日の市民説明会については、そもそも論になりますが、基本方針を受け入れることはできない、納得できないとの意見や、撤回すべきとの主張も多くありました。

基本構想（案）への主な意見としては、まず、市民センター改修基本構想（案）については、自身の利用団体の利用状況から、「現在中央公民館にある大きな会議室が1つ、改修後になくなることに対して疑問に思う。」といった御意見をいただきました。

次に、新図書館整備基本構想（案）については、「図書館の情報拠点に続く表現として、郷土資料的な言葉遣いに偏っていると感じる。課題解決の役割からは、狛江のまちの現状を把握し、問題解決の手掛かりとなる資料や、まちの歴史資料、まちの特色である音楽・絵手紙、これらの資料を充実しますとすべき。」といったものや、「蔵書の少なさから、多数の本を使って調べ物をするような人は、他市図書館を使っている場合もある。そうした利用者呼び戻すとい

うことも考えてほしい。」といった御意見をいただきました。

その他、両基本構想（案）への主な質問や意見として、「図書館蔵書数、開架と閉架の割合について」、「書棚の幅や車椅子での利用について」、「市民センター図書コーナーの子育て世代向けの蔵書について」、「休館期間の代替施設等について」、「市民センターのティーンズルームの設置について」、「公民館の利用区分の変更について」等がありました。

次に、9月10日の市民説明会は、9月7日同様に、基本方針の決め方についての疑問や反対意見のほか、市民センター改修基本構想（案）については、「休館期間中に西河原公民館だけでなく、地域センターや学校施設を使用することは管轄が違うので、利用者としては利用しにくい。予約方法等利用しやすくすることを考えてほしい。」といった御意見をいただきました。

次に、新図書館整備基本構想（案）については、「図書館休館中でも本を手にとって読むことができるような対応を検討してほしい。」といった御意見をいただきました。

その他、両基本構想（案）への主な質問や意見として、「公民館の利用区分について」、「図書館の開架・閉架の冊数について」、「休館期間について」、「図書館の閲覧席について」、「公民館の団体活動室がコーナーと倉庫に分かれることについて」、「図書館レファレンスカウンターの設置について」等がありました。

教育長

他になければ、以上をもちまして、令和4年狛江市教育委員会第9回定例会を閉会いたします。